

# 高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

## 募集要項等に関する質問に対する回答

### 第1回

- ・高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業募集要項等について、令和8年3月24日から令和8年3月26日までに寄せられた質問の回答を公表します。

令和8年4月28日

高松市

■募集要項等に関する質問に対する回答

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	募集要項	18	VII-3-(1)-②	<p>維持管理のサービス対価の項目について、本文中では「サービス対価総額（SPC設立費を除く）を支払い回数(18回)で除した金額とし、年度ごとに均等に支払う」と表記されていますが、表中ではサービス対価総額を支払い回数で除した金額とともに、引渡し完了した空調設備等の維持管理を対象とするとも表記されています。</p> <p>対価の支払として、令和9年度から均等割になるのか、引渡し完了に合わせて段階的に増額し令和12年度以降は一定になるのか、どちらになりますでしょうか。</p>	<p>対象施設の維持管理業務に係るサービス対価は、引渡し年度を問わず、令和9年度から令和26年度まで均等割で支払います。</p> <p>また、上記に加えて、SPCの設立費用は令和9年度に、SPCの運営費用は令和9年度から令和26年度までの均等割で支払います。</p>
2	要求水準書	17	空調設備の選定	<p>「要求水準を満たすR32冷媒採用機器が販売されておらず、各対象施設の施工業務着手時期までに発売が予定されていない等のやむを得ない場合については、別途、協議による。」とありますが、発注時期等を踏まえ、「別途、協議による。」を「従来冷媒R410Aの機器を採用する。」に変更し、選定基準を明確化していただけますでしょうか。</p>	<p>要求水準書Ⅲ2(2)①(ウ)について、下記のとおり修正します。</p> <p>「空調設備は冷媒としてR32を採用している機器を選定すること。また、各対象施設について、冷媒用緊急遮断弁の可否を検討のうえ、必要に応じて設置すること。ただし、要求水準を満たすR32冷媒採用機器が販売されておらず、各対象施設の施工業務着手時期までに発売が予定されていない等のやむを得ない場合については、冷媒としてR410Aを採用している機器を選定することとする。また、上記の判断は、事業スケジュールを踏まえ、各対象施設の設計着手時期又は空調機器調達が必要な時期に、市と協議のうえ、行うものとする。なお、提案時点で、R32冷媒採用機器が販売されていない場合はR410A冷媒採用機器を選定する想定で提案することとし、その後R32冷媒採用機器が発売された場合、R32冷媒採用機器へ変更し、それに伴う価格改定協議を行うこととする。」</p>
3	要求水準書	39	1-(1)-キ	<p>「セルフモニタリングによる確認及び報告」に関して、第1回質問にて先行実施する2校（古高松小学校、古高松南小学校）も対象との回答でした。同2校において、本要求水準書(Ⅲ-2-(2)-④)計量器の設置)を満たす設備が設置されているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>空調用の電力メーターを設置予定のため、電気及びガスともに子メーターで空調エネルギーの使用量を把握できる仕様とする予定です。</p>

4	要求水準書	43	3-(1)-(ウ)	エネルギー量の計測において「電気にあつては、デマンド値を含む」とありますが、このデマンド値については30分間の使用電力量を2倍したものと認識でもよろしいでしょうか。	デマンド値は「30分デマンド」を指します。「30分デマンド」は、30分間の平均使用電力(kW)であり、30分間の使用電力量(kWh)/0.5(h)(即ち、ご認識のとおり、30分間の使用電力量を2倍すること)によって算出される電力としていただいても結構です。
5	要求水準書	別紙2	石綿含有調査結果	屋根・箱樋改修等において、外壁面及びその他改修部に石綿含有の恐れがあると判断する場合、事業者によって設計段階で分析調査を行い、石綿含有の有無を判定することになりますでしょうか。(別紙4提出書類一覧の設計業務内に石綿含有分析調査結果の要求有)	お見込みのとおりです。
6	事業契約書(案)	8	市の請求による設計の変更	貴市の責めに帰すべき事由により発生した追加費用又は損害を合理的な範囲内において貴市が負担する旨の記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用(支払利息等)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由に起因して通常一般に発生する合理的な金融費用については市が負担する想定ですが、具体的な負担範囲に関しては個別具体的な事情を踏まえて決定します。
7	事業契約書(案)	8	事業者の請求による設計の変更	「市が必要と認めた場合には市が合理的判断で負担する」との記載がありますが、当該合理的な範囲には合理的に発生する金融費用(支払利息等)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者側の請求によって設計変更を行う場合、金融費用を含む費用負担者は原則として事業者であり、市は、必要と認めた場合に限り、増加費用を負担します。なお、市が増加費用を負担するか否か、及びその場合の負担範囲に関しては、個別具体的な事情を踏まえて決定します。

8	事業契約書(案)	12	石綿の処理	事業者が事前調査及び施工業務において新たに判明した石綿の処理費用は、貴市の費用負担との認識でよろしいでしょうか。	「別紙2 石綿含有調査結果」で含有が判明している石綿及び事前調査及び施工業務において新たに判明した石綿の処理費用は、事業者負担とします。ただし、本事業で処理する石綿は、本事業の施工で影響を受ける部分（配管、ダクト等が壁を貫通する場合における貫通箇所、配管支持材取付けのアンカーボルト設置部等）に含有されている石綿とします。
9	事業契約書(案)別紙10	55	サービス対価の算定、支払及び改定方法	設計・施工等のサービス対価（サービス対価A）には建設期間中に発生する「融資組成費用」「建設期間中利息」「建設期間中保険料」が含まれる理解でよろしいでしょうか。	設計・施工等のサービス対価（サービス対価A）には建設期間中に発生する「融資組成費用」「建設期間中利息」「建設期間中保険料」が含まれます。ただし、これらは「その他費用」に含まれ、「その他費用」はサービス対価の改定の対象外となります。
10	事業契約書(案)別紙10	56	設計・施工等のサービス対価（サービス対価A）の改定方法	「指標が近年の上昇を超える状況が続くなど、著しい上昇と客観的に認められる場合」とありますが、現時点での著しい上昇とは具体的に何%以上を想定されていますでしょうか。	本事業の事業費を積算にあたり、令和5、6、7年度の建設物価の上昇状況を参考としており、今後も直近の建設物価の変動状況を超える上昇が続く場合を協議を行う基準と考えています。
11	事業契約書(案)	56	設計・施工等サービス対価の改定方法	「②に示す指標が近年の上昇を超える状況が続くなど、著しい上昇と客観的に認められる場合には、市と事業者の間で協議を行うことができるものとする。」とありますが、協議を行う目安（基準）をご提示いただけますでしょうか。	NO. 10を参照してください。

12	様式5-3			3. その他費用の内訳に、建設期間中に発生する「融資組成費用」「建設期間中利息」「建設期間保険料」および建設期間融資手数料を含めてよろしいでしょうか。合わせて、3. その他費用の内訳にはどのような内容を想定されていますでしょうか。	その他費用は「融資組成費用」等を想定していません。 応募事業者が設計・施工・工事監理費以外に必要な費用を含めていただければ結構です。 ただし、建設期間中のローンについて、物価改定に伴い増額が発生した場合の増加分は事業者負担となりますのでご留意願います。 詳細は、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（令和8年2月3日）を参照してください。
13	様式5-6			維持管理費は令和26年度までですが、キャッシュフロー計算書には令和27年4月以降の支払などが発生するため精算年として令和27年度の列を挿入してよろしいでしょうか。	令和27年4月以降に支出・収入等が発生する場合、様式に令和27年度以降の必要な列を挿入して記載するものとします。
14	様式		施工実績	施工実績を証する書類として、コリンズ工事カルテを提出してもよろしいでしょうか。	募集要項P.7「Ⅲ2(2)②」(ウ)又は(エ)の施工実績を確認できる書類であれば、コリンズ工事カルテでも結構です。
15	—	—	—	今回屋根改修を実施する学校について、花園小学校と同様に木造下地がある体育館がありましたら、ご教示願います。	建築年が古い体育館を中心に、同様の木造下地となっている可能性があります。本市が把握している図面等からは不明です。
16	—	—	—	3/18の現地見学会にて、花園小学校体育館において屋根下地が木下地の下に鉄骨トラス梁が確認できました。借用図面以後の改修かと思われませんが改修履歴など借用することは可能でしょうか。	改修履歴のわかる図面はありません。